

一般社団法人 L S A 定款

平成 29 年 8 月 7 日作成

一般社団法人L S A定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人L S Aと称する。

(事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、個人が生き活きと暮らせる豊かな社会を実現するため、最新のテクノロジーを活用し、様々な社会問題等の解決に資することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① ドローンスクールの運営、ドローンレース、セミナー、講演会、各種教室等の企画及び運営
- ② ドローン本体、ドローン周辺機器及びドローン専用アプリケーションの研究開発及び販売
- ③ ドローンとA I (人工知能)による探索レスキューシステム及び医療品等の物質運搬システムの研究開発及び販売
- ④ ドローンによる建造物の異常検出解析システムの研究開発及び販売
- ⑤ ドローン連動式産業用ロボットの研究開発及び販売
- ⑥ ドローンによる野生動植物、山林及び農地等の観察調査システムの研究開発
- ⑦ ドローンによる調査、点検及び撮影
- ⑧ 新規事業コンサルティング
- ⑨ 雇用創出事業
- ⑩ 地域で活動するボランティアの育成及び派遣
- ⑪ 機器及びソフトウェアの販売
- ⑫ 飲食店、小売店及びE Cサイトの運営
- ⑬ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 本法人の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 本法人の目的に賛同、共感して入会した個人又は代表者の定めのある団体
- ② 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人又は代表者の定めのある団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、本法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、本法人所定の様式による申込みをしなければならない。その申込みを受理した時点で会員となる。

3 会員は、記載事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、本法人の目的を達成するため、入会時に入会金及び当該事業年度終了までの月割りの年会費を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、本法人の目的を達成するため、2回目以降の年会費を事業年度終了の毎年7月31日までに納入しなければならない。

3 本法人は、正会員及び賛助会員の入会金及び年会費を別に定める。

4 本法人は、諸般の事情により、入会金及び年会費の変更をすることができる。

(会員資格の有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は、本法人が入会申込みを受け付け、入会承認の通知を発送又は送信した日から1年間とし、以後、退会の申出がない限り、自動的に更新される。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、正会員は、1か月以上前に、本法人に対して、退会の予告をするものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 本法人が解散したとき。
- ② 個人会員が死亡したとき。

- ③ 法人会員が法人格を喪失したとき。
- ④ 除名されたとき。
- ⑤ 1年以上、正当な事由なく会費を滞納したとき。

(除名)

第11条 会員が、次項の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づき、除名することができる。ただし、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の決議案を通知し、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

2. 会員の除名の要件は、次のとおりとする。

- ① 社会的公序良俗に反する行為
- ② 本法人の品位、権威又は名誉を著しく傷つける行為
- ③ 本法人の名称を許可なく使用する行為
- ④ 本法人役員の名を許可なく使用する行為
- ⑤ 本法人の評判を著しく貶める行為
- ⑥ 前各号に関わる一切の疑惑のある行為
- ⑦ その他本法人の主旨に反する行為

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

(再入会)

第13条 会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続を要するものとする。

(会員名簿)

第14条 本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 社員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散及び残余財産の処分
- ⑧ 不可欠特定財産の処分の承認
- ⑨ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催地)

第18条 社員総会は、主たる事務所の所在地又はそれに準じた適切な場所において開催するものとする。

(招集)

第19条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

2 社員は、法令の定めにより、代表理事に対し、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の請求があった場合には、30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 社員総会を招集するには、会日より7日前までに社員に対して、書面により、又は社員の承諾を得て電磁的方法により、その通知を発するものとする。ただし、書面又は電磁的方法によって議決権行使ができるとした場合には、その通知は、14日前までに書面で発しなければならない。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 社員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ 不可欠特定財産の処分
- ⑥ 事業の全部の譲渡
- ⑦ その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第22条 各社員は、各1個の議決権を有する。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、又は理事を代理人として指定してその議決権を委任することができる。

3 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は、出席したものとみなす。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、副代表理事がこれに代わる。副代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事のうち1名がこれに記名押印するものとする。

第4章 役員

(員数)

第25条 本法人は、役員として3名以上7名以内の理事及び監事1名を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(資格)

第26条 本法人の理事及び監事は、本法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 社員が法人である場合は、当該社員から候補者の推薦を受けるものとする。

3 理事のいずれか1名とその親族の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、理事のいずれか1名と親族であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(代表理事)

第30条 本法人は、代表理事1名を置き、理事会の選定によりこれを定める。

2 代表理事は、本法人を代表し、本法人の業務を執行する。

(理事及び監事の解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬)

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- ③ 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の免除)

第34条 本法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第35条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- ① 本法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財

- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- ⑥ 理事及び監事の善意かつ重大な過失のない場合の損害賠償責任の一部免除

(開催)

第37条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回、3月と9月に開催する。特別の事情がある場合には、予めその旨を通知することにより、その開催時期を変更することができる。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 代表理事以外の理事から理事会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき。
- ③ 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、会日より5日前までに各理事及び監事に対して、書面又は電磁的方法により、その通知を発するものとする。

4 理事会の招集は、理事及び監事の全員の同意により、その招集手続を省略することができる。

5 代表理事は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合には、請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事がこれを行う。

(議決)

第40条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案につ

いて異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 特別の利害関係を有する理事は、その決議事項について、議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印するものとする。

第6章 顧問

(顧問)

第42条 本法人に、任意の機関として顧問若干人を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問の報酬は、理事会において決議する。

(顧問の職務)

第43条 顧問は、次の職務を行う。

① 代表理事の相談に応じること。

② 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

第7章 基金及び残余財産

(基金)

第44条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 法令の定めにより基金を返還する場合においては、一般法人法の規定に従い、その総額については、社員総会における決議を得た後、理事会が決定した方法によりその返還を行うものとする。

(剰余金)

第45条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 債務を完済した解散後の本法人に残存する財産は、社員総会の決議を経て、地方自治体に贈与するものとする。

第8章 会計

(経費の支弁)

第47条 本法人の経費は、主に次の収入をもってこれに充てる。

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ 委託金及び調査研究事業の収入
- ④ 助成金
- ⑤ その他事業の収入等

(財産の管理)

第48条 本法人の財産は、代表理事が管理し、その管理方法は、社員総会及び理事会の決するところとする。

(事業年度)

第49条 本法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日とする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書

- ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 理事及び監事の名簿
 - ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ④ 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 5 2 条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

（個人情報の保護）

第 5 3 条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 1 0 章 附則

（設立時役員等）

第 5 4 条 本法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 丹野 康之

設立時理事 大城 英二

設立時理事 佐藤 萌

設立時代表理事 丹野康之

設立時監事 前山田 彩

（設立時の社員の氏名及び住所）

第 5 5 条 設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 丹野康之

東京都墨田区

設立時社員 前山田 彩

東京都中央区

(個人情報のため所在地の行政区まで表示)

(最初の事業年度)

第56条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成30年7月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第57条 本法人の最初の理事及び監事の任期は、選任後2年に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(委任その他)

第58条 本定款に規定するもののほか、本法人の業務の執行に関する必要事項は、社員総会又は理事会の決議を経て、代表理事が定める。

2 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

以上、一般社団法人L S A設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年8月1日

設立時社員 丹野 康之 印

設立時社員 前山田 彩 印